

統計調査の整理合理化に関する取組状況

「統計行政の新たな展開方向」（抜粋）

平成 15 年 6 月 27 日

各府省統計主管部局長等会議申合せ

第 2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

1 4 統計調査の整理合理化

<背景・現状>

国の統計調査については、それぞれの目的の相違はあるものの、經常調査、周期調査を含めて数多く存在している。一方、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まりのほか、企業における調査負担の増大等により、世帯や企業の理解が得にくく、統計調査の円滑な実施に支障が生じている。

こうした中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、「総務省及び関係府省は、平成 15 年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズがある統計を抜本的に整備する」こととされている。

<基本方向>

上記閣議決定を受け、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化を推進する。

<具体的方策>

- ① 各府省は、総務省（統計基準部）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成 15 年度から 3 か年から 5 か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行い、その結果を、毎年総務省（統計基準部）に報告する。
- ② なお、経済センサス（仮称）に関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化については、別途設けられる検討の場において、平成 17 年度中に結論を得る。

統計調査の整理合理化について

平成 16 年 5 月 31 日
総務省統計局統計基準部
改正 平成 17 年 8 月 15 日

「統計行政の新たな展開方向」(平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)において、「各府省は、総務省（統計基準部）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成 15 年度から 3 か年から 5 か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行い、その結果を、毎年総務省（統計基準部）に報告する」こととされている。

このため、見直しを行う統計調査の範囲、見直しを行うに当たっての指針及び見直し結果の報告等について、下記のとおり定める。

記

1 見直しを行う統計調査の範囲

見直しを行う統計調査の範囲は、各府省が所管する統計調査のうち、平成 15 年 4 月 1 日現在で継続して実施されているすべての統計調査（周期調査及び不定期調査を含む。以下「既存統計調査」という。）とする。

2 統計調査の見直しの指針

統計調査の整理合理化を推進するため、各府省が既存統計調査の見直しを行うに当たっての指針は、次のとおりとする。

- (1) 社会・経済情勢の変化に伴いニーズの乏しくなった既存統計調査及び行政記録の活用等により必要性の乏しくなった既存統計調査については、廃止する。
- (2) 既存統計調査について、類似の統計調査がある場合には、それらを統合する。
- (3) 既存統計調査について、調査結果の利用に支障が生じない場合には、調査周期を延長する。
- (4) 既存統計調査について、他の統計調査の実施に伴う調査の休止、実施時期の調整等により、実施時期の適正化を図る。
- (5) 既存統計調査について、調査結果の精度に支障が生じない場合には、調査客体数を削減する。

- (6) 既存統計調査について、他の統計データが活用できる調査事項や調査結果の利用上の観点から必要性の乏しい調査事項がある場合には、当該調査事項を削減する。
- (7) 既存統計調査について、情報通信技術の活用、選択回答方式の採用等により、調査方法を改善する。

3 統計調査の見直し結果の報告等

- (1) 各府省は、毎年、別記様式1及び2により前年度の見直し結果を総務省（政策統括官（統計基準担当））に報告する。
また、各府省は、初回の報告時に、別記様式3により所管する既存統計調査を総務省（政策統括官（統計基準担当））に報告する。
- (2) 総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省から報告された見直し結果を取りまとめ、各府省統計主管部局長等会議に報告する。

表1 統計調査の見直し実績（平成15～18年度）

統計調査の種別	指定				承認				届出				計				
	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し対象数	57				268				89				414				
見直し実施数	9	13	12	2	42	49	38	42	8	8	11	11	59	70	61	55	
見直し措置内容	廃止			1	1	2	8	7	6		1	3	3	2	9	11	10
	統合	1		1		1	7	2	3				3	2	7	3	6
	実施周期の延長			1			3	3	3			1			3	5	3
	実施時期の適正化		2			1		4						1	2	4	0
	調査客体数の削減	1		4	1	3	5	10	10					4	5	14	11
	調査事項の削減	4	3	6	2	23	23	10	23	4	4	5	1	31	30	21	26
	調査方法の改善	8	10	4	2	20	16	15	22	7	5	5	0	35	31	24	24
	その他の改善			3		1	2	2	7					1	2	5	7
合計	14	15	20	6	51	64	53	74	11	10	14	7	76	89	87	87	

(注1) 見直し対象数とは、平成15年度から3か年から5か年の期間において見直しの対象となる統計調査数。

見直し実施数とは、各年度において見直し措置を実施した統計調査数。

(注2) 見直し措置内容の件数は延べであるため、見直し実施数とは必ずしも一致しない。

表2 統計調査の見直し実績（各府省別）

統計調査の種別	指 定				承 認				届 出				計							
	対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数			
		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
内閣府	—	—	—	—	—	10	1	5			1				11	1	5			
防衛施設庁	—	—	—	—	—	1					—	—	—		1					
総務省	14	2	2			16	4	3	2	5	10		2	2	0	40	6	7	6	5
法務省	—	—	—	—	—	1					12	2				13	2			
財務省	2		1	1		4		1			1					7		2	1	
文部科学省	4	1	3			11		2	2	1	14	1	1	4	3	29	2	6	9	4
厚生労働省	8	2	1	3		67	12	16	12	7	29	4	4	2	3	104	18	21	15	10
農林水産省	7	2	1	3	1	50	10	12	15	20	9			1	1	66	12	13	17	22
経済産業省	12	1	4	3		39	7	5	6	2	1			1	4	52	8	9	11	6
国土交通省	10	1	1	2	1	67	7	5		7	9			1		86	8	6	2	8
環境省	—	—	—	—	—	2	1		1		3	1	1			5	2	1	1	
合 計	57	9	13	12	2	268	42	49	38	42	89	8	8	11	11	414	59	70	62	55